

指定放課後等デイサービス処遇費扶助要綱

(総則)

第1条 指定放課後等デイサービス事業所において障害児の処遇に要する費用の扶助については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び指定通所支援等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年横須賀市条例第19号）の例による。

(扶助対象)

第3条 扶助の対象は、次の各号のいずれにも該当する指定放課後等デイサービス事業所（以下「対象事業所」という。）において、指定放課後等デイサービスを行う指定放課後等デイサービス事業者とする。

- (1) 市内に所在すること。
- (2) 放課後等デイサービスに係る本市の支給決定を受けた障害児（以下「対象児童」という。）が通所すること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。

ア 当該事業所又は同一敷地内に所在する他の事業所の調理室を使用して調理した食事を障害児に提供し、当該事業所の従事者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立の確認を行い、食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量及び利用者ごとの体重等を定期的に記録していること。

イ 居宅等と事業所間の移動について、対象者が自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行っていること。

(扶助の内容)

第4条 扶助は、予算の範囲内において、次に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第3号アに該当する場合 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第24条第2号又は第3号に該当する者が扶養する対象児童に対する対象事業所における食事の提供に要する経費について行い、その額は、1食当たり 420円とする。
- (2) 前条第3号イに該当する場合 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表第3の7の4に規定する通所自立支援加算（以下「国の加算」という。）を算定する場合に加算するもので、1人の対

象者に対する支援の実施 1 回につき 1,200 円。ただし、利用の上限は、国の加算算定開始から 180 日以内で、かつ国の加算の算定回数を含めて 100 回までとする。なお、国の加算の算定開始から 90 日を超えて、さらに当加算を算定する場合は、必要性を認められた場合に限る。

(扶助費の請求)

第 5 条 扶助を受けようとする対象事業所の長は、第 4 条の規定による扶助費の請求については、障害児通所給付費の請求と同一の請求書で行うものとする。

(届出)

第 6 条 扶助を受けようとする対象事業所の長は、次に掲げる区分に応じた届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 第 3 条第 3 号アに該当する場合 指定放課後等デイサービス食事提供加算届出書 (第 1 号様式)

(2) 第 3 条第 3 号イに該当する場合

ア 国の加算の算定開始から 90 日を超えた支援の開始時 通所自立支援加算届出書 (延長用) (第 2 号様式)

イ 支援の終了時 通所自立支援加算実施報告書 (第 3 号様式)

(その他の事項)

第 7 条 この要綱の施行について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

指定放課後等デイサービス食事提供加算届出書

年 月 日		
（あて先）横須賀市長 所在地 申請者 名称 代表者		
事業所の名称		
異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了	
調理室での調理	① 行っている ② 行っていない	
助言・指導を行う 栄養士または 管理栄養士	所属	氏名

- 備考 1 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。
- 2 「調理室での調理」の欄については、該当する番号に○を付してください。
- 3 助言、指導を行う栄養士または管理栄養士は、資格を証明する書類を添付してください。

第2号様式（第6条関係）									
						令和	年	月	日
（あて先）									
横須賀市長									
				住所					
				事業所名および代表者					

通所自立支援加算届出書（延長用）

氏名			受給者番号		
住所					
支給決定期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日				
現在までの利用日数	日	現在までの利用回数	回		
期間を延長する必要性					
今後の訓練による自立通所への見通し					
記載年月日	令和 年 月 日				
記載者	(Tel)				
備考 (特記事項等)					

※添付書類 1、個別支援計画 2、個別支援計画に基づく支援記録がわかるもの

※添付書類については様式は任意です。支援内容のわかるものを添付してください。

※市の加算利用開始前に必ず提出してください。

第3号様式（第6条関係）									
						令和	年	月	日
（あて先）									
横須賀市長									
				住所					
				事業所名および代表者					

通所自立支援加算実施報告書

氏名					受給者番号				
住所									
支給決定期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日								
評価結果	☐ 1 自力で通うことができる力を身に着けることができた。								
	☐ 2 自力で通うことができる力を身に着けることができなかった。								
	☐ 3 その他（ ）								
評価年月日	令和 年 月 日								
評価者	（TEL ）								
備考 （特記事項等）									

※添付書類 1、個別支援計画 2、個別支援計画に基づく支援記録がわかるもの

※添付書類については様式は任意です。支援内容のわかるものを添付してください。

※サービス利用最終日から2週間以内に提出してください。